



JWWA-GLP116
水質GLP認定

浄水水質検査結果書

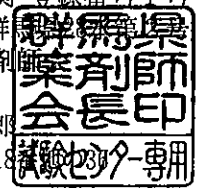
No. 22-WA-3696

令和4年7月25日

神流町長 田村 利男 様

令和4年7月14日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号1号
建築物飲料水水質検査業 群
一般社団法人 群馬県薬剤師
(環境衛生試験センター)
会長 田尻 耕太郎
群馬県前橋市西片貝町五丁目18番地



水道名称	麻生浄水場				
水源名称					
採水場所	大寄公園				
水道種別	簡易水道	採水日時	令和4年7月14日 9時20分		
原水・浄水	浄水	採水者名	産業建設課 高橋 直希		
天候	(前日)曇 (当日)雨	気温(°C)	23.0	水温(°C)	25.0
				遊離残留塩素(mg/L)	0.10
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号				

検査項目	検査結果	水質基準	検査項目	検査結果	水質基準
一般細菌	0 CFU/mL	100CFU/mL以下	総トリハロメタン	0.018 mg/L	0.1mg/L以下
大腸菌	陰性	検出されないこと	トリクロロ酢酸	0.005 mg/L	0.03mg/L以下
カドミウム及びその化合物	0.0003未満 mg/L	0.003mg/L以下	プロモジクロロメタン	0.001 mg/L	0.03mg/L以下
水銀及びその化合物	0.00005未満 mg/L	0.0005mg/L以下	プロモホルム	0.001未満 mg/L	0.09mg/L以下
セレン及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ホルムアルデヒド	0.008未満 mg/L	0.08mg/L以下
鉛及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	亜鉛及びその化合物	0.02 mg/L	1.0mg/L以下
ヒ素及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	アルミニウム及びその化合物	0.03 mg/L	0.2mg/L以下
六価クロム化合物	0.002未満 mg/L	0.02mg/L以下	鉄及びその化合物	0.03未満 mg/L	0.3mg/L以下
亜硝酸態窒素	0.004未満 mg/L	0.04mg/L以下	銅及びその化合物	0.01 mg/L	1.0mg/L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ナトリウム及びその化合物	3.1 mg/L	200mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.7 mg/L	10mg/L以下	マンガン及びその化合物	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下
フッ素及びその化合物	0.07 mg/L	0.8mg/L以下	塩化物イオン	1.5 mg/L	200mg/L以下
ホウ素及びその化合物	0.1未満 mg/L	1.0mg/L以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	122 mg/L	300mg/L以下
四塩化炭素	0.0002未満 mg/L	0.002mg/L以下	蒸発残留物	158 mg/L	500mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下	陰イオン界面活性剤	0.02未満 mg/L	0.2mg/L以下
トリス(1,1,2,2-テトラフルオロエチレン)及びジ(1,1,2,2-テトラフルオロエチレン)エーテル	0.002未満 mg/L	0.04mg/L以下	ジェオスミン	0.000001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
ジクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.02mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	0.000001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	非イオン界面活性剤	0.005未満 mg/L	0.02mg/L以下
トリクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	フェノール類	0.0005未満 mg/L	0.005mg/L以下
ベンゼン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.6 mg/L	3mg/L以下
塩素酸	0.07 mg/L	0.6mg/L以下	pH値	8.0	5.8以上8.6以下
クロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.02mg/L以下	味	異常ではない	異常でないこと
クロロホルム	0.017 mg/L	0.06mg/L以下	臭気	異常ではない	異常でないこと
ジクロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.03mg/L以下	色度	0.6 度	5度以下
ジプロモクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.1mg/L以下	濁度	0.1未満 度	2度以下
臭素酸	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	— 以下余白 —		

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

総トリハロメタンとは、クロロホルム、ジプロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和です
ジェオスミンとは、(4S, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール
2-メチルイソボルネオールとは、1, 2, 7, 7-テトラメチルシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール

検査期間	令和4年7月14日 ~ 令和4年7月19日	検査責任者	水質検査部門管理者 山口 貴史
------	-----------------------	-------	-----------------

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」(最終改正 令和2年3月25日)に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



浄水水質検査結果書

No. 22-WA-3697

令和 4 年 7 月 25 日

神流町長 田村 利男 様

令和 4 年 7 月 14 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号1号
 建築物飲料水水質検査業 群馬県
 一般社団法人 群馬県薬剤師会
 (環境衛生試験センター)
 会長 田尻 耕太郎
 群馬県前橋市西片貝町五丁目18番地



水道名称	万場第2浄水場		
水源名称			
採水場所	神流町役場		
水道種別	簡易水道	採水日時	令和4年7月14日 10時45分
原水・浄水	浄水	採水者名	産業建設課 高橋 直希
天候	(前日)曇 (当日)雨	気温(℃)	23.0
		水温(℃)	26.0
		遊離残留塩素(mg/L)	0.10
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号		

検査項目	検査結果	水質基準	検査項目	検査結果	水質基準
一般細菌	0 CFU/mL	100CFU/mL以下	総トリハロメタン	0.047 mg/L	0.1mg/L以下
大腸菌	陰性	検出されないこと	トリクロロ酢酸	0.016 mg/L	0.03mg/L以下
カドミウム及びその化合物	0.0003未満 mg/L	0.003mg/L以下	プロモジクロロメタン	0.002 mg/L	0.03mg/L以下
水銀及びその化合物	0.00005未満 mg/L	0.0005mg/L以下	プロモホルム	0.001未満 mg/L	0.09mg/L以下
セレン及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ホルムアルデヒド	0.008未満 mg/L	0.08mg/L以下
鉛及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	亜鉛及びその化合物	0.02 mg/L	1.0mg/L以下
ヒ素及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	* アルミニウム及びその化合物	0.24 mg/L	0.2mg/L以下
六価クロム化合物	0.002未満 mg/L	0.02mg/L以下	鉄及びその化合物	0.03未満 mg/L	0.3mg/L以下
亜硝酸態窒素	0.004未満 mg/L	0.04mg/L以下	銅及びその化合物	0.01未満 mg/L	1.0mg/L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ナトリウム及びその化合物	3.9 mg/L	200mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.7 mg/L	10mg/L以下	マンガン及びその化合物	0.009 mg/L	0.05mg/L以下
フッ素及びその化合物	0.07 mg/L	0.8mg/L以下	塩化物イオン	2.7 mg/L	200mg/L以下
ホウ素及びその化合物	0.1未満 mg/L	1.0mg/L以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	69 mg/L	300mg/L以下
四塩化炭素	0.0002未満 mg/L	0.002mg/L以下	蒸発残留物	112 mg/L	500mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下	陰イオン界面活性剤	0.02未満 mg/L	0.2mg/L以下
ビス(2-ジクロロエチル)ジメチルジシロキサン及びその化合物	0.002未満 mg/L	0.04mg/L以下	ジオスミン	0.000001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
ジクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.02mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	0.000001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	非イオン界面活性剤	0.005未満 mg/L	0.02mg/L以下
トリクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	フェノール類	0.0005未満 mg/L	0.005mg/L以下
ベンゼン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.9 mg/L	3mg/L以下
塩素酸	0.19 mg/L	0.6mg/L以下	pH値	8.2	5.8以上8.6以下
クロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.02mg/L以下	味	異常ではない	異常でないこと
クロロホルム	0.045 mg/L	0.06mg/L以下	臭気	異常ではない	異常でないこと
ジクロロ酢酸	0.002 mg/L	0.03mg/L以下	色度	2.0 度	5度以下
ジブロモクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.1mg/L以下	濁度	0.2 度	2度以下
臭素酸	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	— 以下余白 —		

総合判定 上記*印検査項目については水道法水質基準不適合です。詳細は枠外参照

総トリハロメタンとは、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和です
 ジェオスミンとは、(4S, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール
 2-メチルイソボルネオールとは、1, 2, 7, 7-テトラメチルシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール

検査期間	令和4年7月14日 ~ 令和4年7月21日	検査責任者	水質検査部門管理者 山口 貴史
------	-----------------------	-------	-----------------

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」(最終改正 令和2年3月25日)に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



浄水水質検査結果書

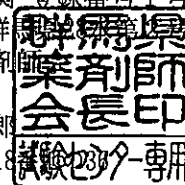
No. 22-WA-3698

令和4年7月25日

神流町長 田村 利男 様

令和4年7月14日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号1号
 建築物飲料水水質検査業 群
 一般社団法人 群馬県薬剤師
 (環境衛生試験センター)
 会長 田尻 耕太郎
 群馬県前橋市西片貝町五丁目1番地



水道名称	万場第1浄水場				
水源名称					
採水場所	塩沢公衆トイレ				
水道種別	簡易水道	採水日時	令和4年7月14日 9時45分		
原水・浄水	浄水	採水者名	産業建設課 高橋 直希		
天候	(前日)曇 (当日)雨	気温(℃)	27.0	水温(℃)	21.0
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号				
				遊離残留塩素 (mg/L)	0.10

検査項目	検査結果	水質基準	検査項目	検査結果	水質基準
一般細菌	0 CFU/mL	100CFU/mL以下	総トリハロメタン	0.014 mg/L	0.1mg/L以下
大腸菌	陰性	検出されないこと	トリクロロ酢酸	0.005 mg/L	0.03mg/L以下
カドミウム及びその化合物	0.0003未満 mg/L	0.003mg/L以下	プロモジクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.03mg/L以下
水銀及びその化合物	0.00005未満 mg/L	0.0005mg/L以下	プロモホルム	0.001未満 mg/L	0.09mg/L以下
セレン及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ホルムアルデヒド	0.008未満 mg/L	0.08mg/L以下
鉛及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	亜鉛及びその化合物	0.01未満 mg/L	1.0mg/L以下
ヒ素及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	アルミニウム及びその化合物	0.02未満 mg/L	0.2mg/L以下
六価クロム化合物	0.002未満 mg/L	0.02mg/L以下	鉄及びその化合物	0.03未満 mg/L	0.3mg/L以下
亜硝酸態窒素	0.004未満 mg/L	0.04mg/L以下	銅及びその化合物	0.01未満 mg/L	1.0mg/L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ナトリウム及びその化合物	2.9 mg/L	200mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.3 mg/L	10mg/L以下	マンガン及びその化合物	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下
フッ素及びその化合物	0.07 mg/L	0.8mg/L以下	塩化物イオン	1.4 mg/L	200mg/L以下
ホウ素及びその化合物	0.1未満 mg/L	1.0mg/L以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	51 mg/L	300mg/L以下
四塩化炭素	0.0002未満 mg/L	0.002mg/L以下	蒸発残留物	90 mg/L	500mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下	陰イオン界面活性剤	0.02未満 mg/L	0.2mg/L以下
トリクロロエチレン及びジクロロエチレン	0.002未満 mg/L	0.04mg/L以下	ジェオスミン	0.000001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
ジクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.02mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	0.000001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	非イオン界面活性剤	0.005未満 mg/L	0.02mg/L以下
トリクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	フェノール類	0.0005未満 mg/L	0.005mg/L以下
ベンゼン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.8 mg/L	3mg/L以下
塩素酸	0.07 mg/L	0.6mg/L以下	pH値	7.7	5.8以上8.6以下
クロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.02mg/L以下	味	異常ではない	異常でないこと
クロロホルム	0.014 mg/L	0.06mg/L以下	臭気	異常ではない	異常でないこと
ジクロロ酢酸	0.003 mg/L	0.03mg/L以下	色度	1.4 度	5度以下
ジプロモクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.1mg/L以下	濁度	0.1未満 度	2度以下
臭素酸	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	— 以下余白 —		

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

総トリハロメタンとは、クロロホルム、ジプロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和です
 ジェオスミンとは、(4S, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルフルテン-4a(2H)-オール
 2-メチルイソボルネオールとは、1, 2, 7, 7-テトラメチルシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール

検査期間	令和4年7月14日 ~ 令和4年7月21日	検査責任者	水質検査部門管理者	山口 貴史
------	-----------------------	-------	-----------	-------

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」(最終改正 令和2年3月25日)に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



JWWA-GLP116
水道GLP認定

浄水水質検査結果書

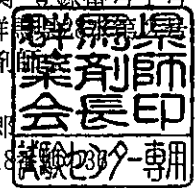
No. 22-WA-3699

令和4年7月25日

神流町長 田村 利男 様

令和4年7月14日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号1号
建築物飲料水水質検査業 群馬県薬剤師会
一般社団法人 群馬県薬剤師会
(環境衛生試験センター)
会長 田尻 耕太郎
群馬県前橋市西片貝町五丁目18番地



水道名称	小平浄水場				
水源名称					
採水場所	小平集会所				
水道種別	簡易水道	採水日時	令和4年7月14日 10時30分		
原水・浄水	浄水	採水者名	産業建設課 高橋 直希		
天候	(前日)曇 (当日)雨	気温(℃)	22.0	水温(℃)	24.0
				遊離残留塩素(mg/L)	0.10
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号				

検査項目	検査結果	水質基準	検査項目	検査結果	水質基準
一般細菌	5 CFU/mL	100CFU/mL以下	総トリハロメタン	0.014 mg/L	0.1mg/L以下
大腸菌	陰性	検出されないこと	トリクロロ酢酸	0.005 mg/L	0.03mg/L以下
カドミウム及びその化合物	0.0003未満 mg/L	0.003mg/L以下	プロモジクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.03mg/L以下
水銀及びその化合物	0.00005未満 mg/L	0.0005mg/L以下	プロモホルム	0.001未満 mg/L	0.09mg/L以下
セレン及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ホルムアルデヒド	0.008未満 mg/L	0.08mg/L以下
鉛及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	亜鉛及びその化合物	0.01未満 mg/L	1.0mg/L以下
ヒ素及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	アルミニウム及びその化合物	0.02未満 mg/L	0.2mg/L以下
六価クロム化合物	0.002未満 mg/L	0.02mg/L以下	鉄及びその化合物	0.03未満 mg/L	0.3mg/L以下
亜硝酸態窒素	0.004未満 mg/L	0.04mg/L以下	銅及びその化合物	0.02 mg/L	1.0mg/L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ナトリウム及びその化合物	2.8 mg/L	200mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.0 mg/L	10mg/L以下	マンガン及びその化合物	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下
フッ素及びその化合物	0.06 mg/L	0.8mg/L以下	塩化物イオン	1.2 mg/L	200mg/L以下
ホウ素及びその化合物	0.1未満 mg/L	1.0mg/L以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	91 mg/L	300mg/L以下
四塩化炭素	0.0002未満 mg/L	0.002mg/L以下	蒸発残留物	114 mg/L	500mg/L以下
1,4-ジオキササン	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下	陰イオン界面活性剤	0.02未満 mg/L	0.2mg/L以下
トリス(1,1,2,2-ジクロロエチレン)及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.002未満 mg/L	0.04mg/L以下	ジェオスミン	0.000001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
ジクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.02mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	0.000001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	非イオン界面活性剤	0.005未満 mg/L	0.02mg/L以下
トリクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	フェノール類	0.0005未満 mg/L	0.005mg/L以下
ベンゼン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.7 mg/L	3mg/L以下
塩素酸	0.07 mg/L	0.6mg/L以下	pH値	7.8	5.8以上8.6以下
クロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.02mg/L以下	味	異常ではない	異常でないこと
クロロホルム	0.014 mg/L	0.06mg/L以下	臭気	異常ではない	異常でないこと
ジクロロ酢酸	0.005 mg/L	0.03mg/L以下	色度	1.0 度	5度以下
ジブロモクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.1mg/L以下	濁度	0.2 度	2度以下
臭素酸	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	— 以下余白 —		

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

総トリハロメタンとは、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和です
ジェオスミンとは、(4S, 4aS, 8aR)-オクタヒドロー-4, 8a-ジメチルテトラリン-4a(2H)-オール
2-メチルイソボルネオールとは、1, 2, 7, 7-テトラメチルシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール

検査期間	令和4年7月14日 ~ 令和4年7月19日	検査責任者	水質検査部門管理者 山口 貴史
------	-----------------------	-------	-----------------

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」(最終改正 令和2年3月25日)に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



JWWA-GLP116
水道GLP認定

浄水水質検査結果書

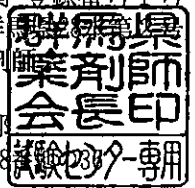
No. 22-WA-3700

令和4年7月25日

神流町長 田村 利男 様

令和4年7月14日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号1号
建築物飲料水水質検査業 群
一般社団法人 群馬県薬剤師
(環境衛生試験センター)
会長 田尻 耕太郎
群馬県前橋市西片貝町五丁目18番地



水道名称	青梨浄水場				
水源名称					
採水場所	青梨公衆トイレ				
水道種別	簡易水道	採水日時	令和4年7月14日 10時10分		
原水・浄水	浄水	採水者名	産業建設課 高橋 直希		
天候	(前日)曇 (当日)雨	気温(℃)	22.0	水温(℃)	23.0
遊離残留塩素(mg/L)	0.10				
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号				

検査項目	検査結果	水質基準	検査項目	検査結果	水質基準
一般細菌	0 CFU/mL	100CFU/mL以下	総トリハロメタン	0.012 mg/L	0.1mg/L以下
大腸菌	陰性	検出されないこと	トリクロロ酢酸	0.002 mg/L	0.03mg/L以下
カドミウム及びその化合物	0.0003未満 mg/L	0.003mg/L以下	プロモジクロロメタン	0.001 mg/L	0.03mg/L以下
水銀及びその化合物	0.00005未満 mg/L	0.0005mg/L以下	プロモホルム	0.001未満 mg/L	0.09mg/L以下
セレン及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ホルムアルデヒド	0.008未満 mg/L	0.08mg/L以下
鉛及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	亜鉛及びその化合物	0.01未満 mg/L	1.0mg/L以下
ヒ素及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	アルミニウム及びその化合物	0.02未満 mg/L	0.2mg/L以下
六価クロム化合物	0.002未満 mg/L	0.02mg/L以下	鉄及びその化合物	0.03未満 mg/L	0.3mg/L以下
亜硝酸態窒素	0.004未満 mg/L	0.04mg/L以下	銅及びその化合物	0.01未満 mg/L	1.0mg/L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ナトリウム及びその化合物	3.4 mg/L	200mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.5 mg/L	10mg/L以下	マンガン及びその化合物	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下
フッ素及びその化合物	0.07 mg/L	0.8mg/L以下	塩化物イオン	1.2 mg/L	200mg/L以下
ホウ素及びその化合物	0.1未満 mg/L	1.0mg/L以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	121 mg/L	300mg/L以下
四塩化炭素	0.0002未満 mg/L	0.002mg/L以下	蒸発残留物	155 mg/L	500mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下	陰イオン界面活性剤	0.02未満 mg/L	0.2mg/L以下
ジクロロメタン	0.002未満 mg/L	0.04mg/L以下	ジェオスミン	0.000001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	0.000001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
トリクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	非イオン界面活性剤	0.005未満 mg/L	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	フェノール類	0.0005未満 mg/L	0.005mg/L以下
塩素酸	0.07 mg/L	0.6mg/L以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.4 mg/L	3mg/L以下
クロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.02mg/L以下	pH値	7.9	5.8以上8.6以下
クロロホルム	0.011 mg/L	0.06mg/L以下	味	異常ではない	異常でないこと
ジクロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.03mg/L以下	臭気	異常ではない	異常でないこと
ジブロモクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.1mg/L以下	色度	0.5未満 度	5度以下
臭素酸	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	濁度	0.1未満 度	2度以下
			— 以下余白 —		

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

総トリハロメタンとは、クロロム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和です
ジェオスミンとは、(4S, 4aS, 8aR)-カクタドロー-4, 8a-ジメチルアタリン-4a(2H)-オール
2-メチルイソボルネオールとは、1, 2, 7, 7-テトラメチルビシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール

検査期間	令和4年7月14日 ~ 令和4年7月19日	検査責任者	水質検査部門管理者	山口 貴史
------	-----------------------	-------	-----------	-------

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」(最終改正 令和2年3月25日)に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



浄水水質検査結果書

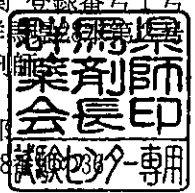
No. 22-WA-3701

令和 4 年 7 月 25 日

神流町長 田村 利男 様

令和 4 年 7 月 14 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号1号
 建築物飲料水水質検査業 群馬県薬剤師会
 一般社団法人 群馬県薬剤師会
 (環境衛生試験センター)
 会長 田尻 耕太郎
 群馬県前橋市西片貝町五丁目18番地



水道名称	船子浄水場				
水源名称					
採水場所	船子集会所東				
水道種別	簡易水道	採水日時	令和 4 年 7 月 14 日 9 時 30 分		
原水・浄水	浄水	採水者名	産業建設課 水科 龍次		
天候	(前日)曇 (当日)雨	気温(℃)	22.0	水温(℃)	23.0
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号				
				遊離残留塩素 (mg/L)	0.10

検査項目	検査結果	水質基準	検査項目	検査結果	水質基準
一般細菌	0 CFU/mL	100CFU/mL以下	総トリハロメタン	0.011 mg/L	0.1mg/L以下
大腸菌	陰性	検出されないこと	トリクロロ酢酸	0.003 mg/L	0.03mg/L以下
カドミウム及びその化合物	0.0003未満 mg/L	0.003mg/L以下	プロモジクロロメタン	0.001 mg/L	0.03mg/L以下
水銀及びその化合物	0.00005未満 mg/L	0.0005mg/L以下	プロモホルム	0.001未満 mg/L	0.09mg/L以下
セレン及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ホルムアルデヒド	0.008未満 mg/L	0.08mg/L以下
鉛及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	亜鉛及びその化合物	0.01未満 mg/L	1.0mg/L以下
ヒ素及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	アルミニウム及びその化合物	0.02未満 mg/L	0.2mg/L以下
六価クロム化合物	0.002未満 mg/L	0.02mg/L以下	鉄及びその化合物	0.03未満 mg/L	0.3mg/L以下
亜硝酸態窒素	0.004未満 mg/L	0.04mg/L以下	銅及びその化合物	0.02 mg/L	1.0mg/L以下
シアン化物イオン及び 酸化シアン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ナトリウム及びその化合物	1.8 mg/L	200mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸 態窒素	0.5 mg/L	10mg/L以下	マンガン及びその化合物	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下
フッ素及びその化合物	0.05未満 mg/L	0.8mg/L以下	塩化物イオン	1.0 mg/L	200mg/L以下
ホウ素及びその化合物	0.1未満 mg/L	1.0mg/L以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	23 mg/L	300mg/L以下
四塩化炭素	0.0002未満 mg/L	0.002mg/L以下	蒸発残留物	38 mg/L	500mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下	陰イオン界面活性剤	0.02未満 mg/L	0.2mg/L以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン及び シス-1,2-ジクロロエチレン	0.002未満 mg/L	0.04mg/L以下	ジェオスミン	0.000001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
ジクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.02mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	0.000001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	非イオン界面活性剤	0.005未満 mg/L	0.02mg/L以下
トリクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	フェノール類	0.0005未満 mg/L	0.005mg/L以下
ベンゼン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.5 mg/L	3mg/L以下
塩素酸	0.08 mg/L	0.6mg/L以下	pH値	7.2	5.8以上8.6以下
クロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.02mg/L以下	味	異常ではない	異常でないこと
クロロホルム	0.010 mg/L	0.06mg/L以下	臭気	異常ではない	異常でないこと
ジクロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.03mg/L以下	色度	0.7 度	5度以下
ジブロモクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.1mg/L以下	濁度	0.1未満 度	2度以下
臭素酸	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	— 以下余白 —		

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

総トリハロメタンとは、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和です
 ジェオスミンとは、(4S, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルアクリン-4a(2H)-オール
 2-メチルイソボルネオールとは、1, 2, 7, 7-テトラメチルシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール

検査期間	令和4年7月14日 ~ 令和4年7月19日	検査責任者	水質検査部門管理者 山口 貴史
------	-----------------------	-------	-----------------

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」(最終改正 令和2年3月25日)に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



浄水水質検査結果書

No. 22-WA-3702

令和4年7月25日

神流町長 田村 利男 様

令和4年7月14日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号1号
建築物飲料水水質検査業 群馬県
一般社団法人 群馬県薬剤師会
(環境衛生試験センター)
会長 田尻 耕太郎
群馬県前橋市西片貝町五丁目18番地



水道名称	魚尾浄水場				
水源名称					
採水場所	ポケット公園				
水道種別	簡易水道	採水日時	令和4年7月14日 9時50分		
原水・浄水	浄水	採水者名	産業建設課 水科 龍次		
天候	(前日)曇 (当日)雨	気温(℃)	24.0	水温(℃)	23.0
				遊離残留塩素(mg/L)	0.10
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号				

検査項目	検査結果	水質基準	検査項目	検査結果	水質基準
一般細菌	2 CFU/mL	100CFU/mL以下	総トリハロメタン	0.003 mg/L	0.1mg/L以下
大腸菌	陰性	検出されないこと	トリクロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.03mg/L以下
カドミウム及びその化合物	0.0003未満 mg/L	0.003mg/L以下	プロモジクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.03mg/L以下
水銀及びその化合物	0.00005未満 mg/L	0.0005mg/L以下	プロモホルム	0.001未満 mg/L	0.09mg/L以下
セレン及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ホルムアルデヒド	0.008未満 mg/L	0.08mg/L以下
鉛及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	亜鉛及びその化合物	0.01未満 mg/L	1.0mg/L以下
ヒ素及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	アルミニウム及びその化合物	0.02未満 mg/L	0.2mg/L以下
六価クロム化合物	0.002未満 mg/L	0.02mg/L以下	鉄及びその化合物	0.03未満 mg/L	0.3mg/L以下
亜硝酸態窒素	0.004未満 mg/L	0.04mg/L以下	銅及びその化合物	0.01 mg/L	1.0mg/L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ナトリウム及びその化合物	2.5 mg/L	200mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.3 mg/L	10mg/L以下	マンガン及びその化合物	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下
フッ素及びその化合物	0.06 mg/L	0.8mg/L以下	塩化物イオン	1.0 mg/L	200mg/L以下
ホウ素及びその化合物	0.1未満 mg/L	1.0mg/L以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	62 mg/L	300mg/L以下
四塩化炭素	0.0002未満 mg/L	0.002mg/L以下	蒸発残留物	80 mg/L	500mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下	陰イオン界面活性剤	0.02未満 mg/L	0.2mg/L以下
トリクロロエチレン及びジクロロエチレン	0.002未満 mg/L	0.04mg/L以下	ジェオスミン	0.000001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
ジクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.02mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	0.000001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	非イオン界面活性剤	0.005未満 mg/L	0.02mg/L以下
トリクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	フェノール類	0.0005未満 mg/L	0.005mg/L以下
ベンゼン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.6 mg/L	3mg/L以下
塩素酸	0.06未満 mg/L	0.6mg/L以下	pH値	7.6	5.8以上8.6以下
クロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.02mg/L以下	味	異常ではない	異常でないこと
クロロホルム	0.003 mg/L	0.06mg/L以下	臭気	異常ではない	異常でないこと
ジクロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.03mg/L以下	色度	1.5 度	5度以下
ジブロモクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.1mg/L以下	濁度	0.1 度	2度以下
臭素酸	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	— 以下余白 —		

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

総トリハロメタンとは、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和です
ジェオスミンとは、(4S, 4aS, 8aR)-カクタドロー-4, 8a-ジメチルアタリン-4a(2H)-オール
2-メチルイソボルネオールとは、1, 2, 7, 7-テトラメチルシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール

検査期間	令和4年7月14日 ~ 令和4年7月19日	検査責任者	水質検査部門管理者 山口 貴史
------	-----------------------	-------	-----------------

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」(最終改正 令和2年3月25日)に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



浄水水質検査結果書

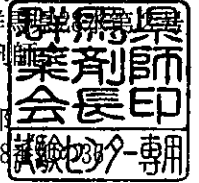
No. 22-WA-3704

令和 4 年 7 月 25 日

神流町長 田村 利男 様

令和 4 年 7 月 14 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号1号
建築物飲料水水質検査業 群馬県薬剤師会
一般社団法人 群馬県薬剤師会
(環境衛生試験センター)
会長 田尻 耕太郎
群馬県前橋市西片貝町五丁目18番地



水道名称	神ヶ原浄水場				
水源名称					
採水場所	中里中学校体育館				
水道種別	簡易水道	採水日時	令和4年7月14日 10時35分		
原水・浄水	浄水	採水者名	産業建設課 水科 龍次		
天候	(前日)曇 (当日)雨	気温(℃)	25.0	水温(℃)	26.0
				遊離残留塩素(mg/L)	0.10
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号				

検査項目	検査結果	水質基準	検査項目	検査結果	水質基準
一般細菌	9 CFU/mL	100CFU/mL以下	総トリハロメタン	0.005 mg/L	0.1mg/L以下
* 大腸菌	陽性	検出されないこと	トリクロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.03mg/L以下
カドミウム及びその化合物	0.0003未満 mg/L	0.003mg/L以下	プロモジクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.03mg/L以下
水銀及びその化合物	0.00005未満 mg/L	0.0005mg/L以下	プロモホルム	0.001未満 mg/L	0.09mg/L以下
セレン及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ホルムアルデヒド	0.008未満 mg/L	0.08mg/L以下
鉛及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	亜鉛及びその化合物	0.01未満 mg/L	1.0mg/L以下
ヒ素及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	アルミニウム及びその化合物	0.02未満 mg/L	0.2mg/L以下
六価クロム化合物	0.002未満 mg/L	0.02mg/L以下	鉄及びその化合物	0.03未満 mg/L	0.3mg/L以下
亜硝酸態窒素	0.004未満 mg/L	0.04mg/L以下	銅及びその化合物	0.01未満 mg/L	1.0mg/L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ナトリウム及びその化合物	1.8 mg/L	200mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.4 mg/L	10mg/L以下	マンガン及びその化合物	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下
フッ素及びその化合物	0.08 mg/L	0.8mg/L以下	塩化物イオン	0.8 mg/L	200mg/L以下
ホウ素及びその化合物	0.1未満 mg/L	1.0mg/L以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	30 mg/L	300mg/L以下
四塩化炭素	0.0002未満 mg/L	0.002mg/L以下	蒸発残留物	54 mg/L	500mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下	陰イオン界面活性剤	0.02未満 mg/L	0.2mg/L以下
ビス(2-ジメチルアミノエチル)エーテルジメチルホルムアミド	0.002未満 mg/L	0.04mg/L以下	ジオスミン	0.000001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
ジクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.02mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	0.000001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	非イオン界面活性剤	0.005未満 mg/L	0.02mg/L以下
トリクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	フェノール類	0.0005未満 mg/L	0.005mg/L以下
ベンゼン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1.6 mg/L	3mg/L以下
塩素酸	0.06未満 mg/L	0.6mg/L以下	pH値	7.4	5.8以上8.6以下
クロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.02mg/L以下	味	異常ではない	異常でないこと
クロロホルム	0.005 mg/L	0.06mg/L以下	臭気	異常ではない	異常でないこと
ジクロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.03mg/L以下	色度	3.7 度	5度以下
ジブロモクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.1mg/L以下	濁度	0.1未満 度	2度以下
臭素酸	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	— 以下余白 —		

総合判定 上記*印検査項目については水道法水質基準不適合です。詳細は枠外参照

総トリハロメタンとは、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和です
ジオスミンとは、(4S, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール
2-メチルイソボルネオールとは、1, 2, 7, 7-テトラメチルシクロ[2.2.1]ヘプタン-2-オール

検査期間	令和4年7月14日 ~ 令和4年7月19日	検査責任者	水質検査部門管理者 山口 貴史
------	-----------------------	-------	-----------------

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」(最終改正 令和2年3月25日)に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



浄水水質検査結果書

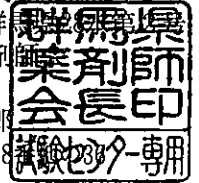
No. 22-WA-3705

令和4年7月25日

神流町長 田村 利男 様

令和4年7月14日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号1号
 建築物飲料水水質検査業 群馬県
 一般社団法人 群馬県薬剤師会
 (環境衛生試験センター)
 会長 田尻 耕太郎
 群馬県前橋市西片貝町五丁目18番地



水道名称	平原浄水場				
水源名称					
採水場所	恐竜センター				
水道種別	簡易水道	採水日時	令和4年7月14日 10時50分		
原水・浄水	浄水	採水者名	産業建設課 水科 龍次		
天候	(前日)曇 (当日)雨	気温(℃)	27.0	水温(℃)	25.0
				遊離残留塩素(mg/L)	0.10
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号				

検査項目	検査結果	水質基準	検査項目	検査結果	水質基準
一般細菌	0 CFU/mL	100CFU/mL以下	総トリハロメタン	0.022 mg/L	0.1mg/L以下
大腸菌	陰性	検出されないこと	トリクロロ酢酸	0.009 mg/L	0.03mg/L以下
カドミウム及びその化合物	0.0003未満 mg/L	0.003mg/L以下	ブロモジクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.03mg/L以下
水銀及びその化合物	0.00005未満 mg/L	0.0005mg/L以下	プロモホルム	0.001未満 mg/L	0.09mg/L以下
セレン及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ホルムアルデヒド	0.008未満 mg/L	0.08mg/L以下
鉛及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	亜鉛及びその化合物	0.02 mg/L	1.0mg/L以下
ヒ素及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	アルミニウム及びその化合物	0.02未満 mg/L	0.2mg/L以下
六価クロム化合物	0.002未満 mg/L	0.02mg/L以下	鉄及びその化合物	0.03未満 mg/L	0.3mg/L以下
亜硝酸態窒素	0.004未満 mg/L	0.04mg/L以下	銅及びその化合物	0.02 mg/L	1.0mg/L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ナトリウム及びその化合物	2.8 mg/L	200mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.8 mg/L	10mg/L以下	マンガン及びその化合物	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下
フッ素及びその化合物	0.10 mg/L	0.8mg/L以下	塩化物イオン	1.2 mg/L	200mg/L以下
ホウ素及びその化合物	0.1未満 mg/L	1.0mg/L以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	51 mg/L	300mg/L以下
四塩化炭素	0.0002未満 mg/L	0.002mg/L以下	蒸発残留物	78 mg/L	500mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下	陰イオン界面活性剤	0.02未満 mg/L	0.2mg/L以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジブロモエチレン	0.002未満 mg/L	0.04mg/L以下	ジェオスミン	0.000001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
ジクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.02mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	0.000001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	非イオン界面活性剤	0.005未満 mg/L	0.02mg/L以下
トリクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	フェノール類	0.0005未満 mg/L	0.005mg/L以下
ベンゼン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1.5 mg/L	3mg/L以下
塩素酸	0.07 mg/L	0.6mg/L以下	pH値	7.5	5.8以上8.6以下
クロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.02mg/L以下	味	異常ではない	異常でないこと
クロロホルム	0.022 mg/L	0.06mg/L以下	臭気	異常ではない	異常でないこと
ジクロロ酢酸	0.003 mg/L	0.03mg/L以下	色度	1.1 度	5度以下
ジブロモクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.1mg/L以下	濁度	0.1 度	2度以下
臭素酸	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	— 以下余白 —		

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

総トリハロメタンとは、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和です
 ジェオスミンとは、(4S, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフテン-4a(2H)-オール
 2-メチルイソボルネオールとは、1, 2, 7, 7-テトラメチルシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール

検査期間	令和4年7月14日 ~ 令和4年7月19日	検査責任者	水質検査部門管理者	山口 貴史
------	-----------------------	-------	-----------	-------

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」(最終改正 令和2年3月25日)に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



JWWA-GLP116
水道GLP認定

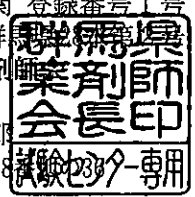
浄水水質検査結果書

No. 22-WA-3706

令和4年7月25日

神流町長 田村 利男 様
令和4年7月14日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号1号
建築物飲料水水質検査業 群馬県薬剤師会
一般社団法人 群馬県薬剤師会
(環境衛生試験センター)
会長 田尻 耕太郎
群馬県前橋市西片貝町五丁目18番地



水道名称	間物浄水場				
水源名称					
採水場所	瀬林公衆トイレ				
水道種別	簡易水道	採水日時	令和4年7月14日 9時40分		
原水・浄水	浄水	採水者名	産業建設課 斎藤 清一		
天候	(前日)曇 (当日)雨	気温(℃)	24.0	水温(℃)	22.0
遊離残留塩素(mg/L)	0.10				
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号				

検査項目	検査結果	水質基準	検査項目	検査結果	水質基準
一般細菌	8 CFU/mL	100CFU/mL以下	総トリハロメタン	0.001未満 mg/L	0.1mg/L以下
大腸菌	陰性	検出されないこと	トリクロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.03mg/L以下
カドミウム及びその化合物	0.0003未満 mg/L	0.003mg/L以下	プロモジクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.03mg/L以下
水銀及びその化合物	0.00005未満 mg/L	0.0005mg/L以下	プロモホルム	0.001未満 mg/L	0.09mg/L以下
セレン及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ホルムアルデヒド	0.008未満 mg/L	0.08mg/L以下
鉛及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	亜鉛及びその化合物	0.01未満 mg/L	1.0mg/L以下
ヒ素及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	アルミニウム及びその化合物	0.02未満 mg/L	0.2mg/L以下
六価クロム化合物	0.002未満 mg/L	0.02mg/L以下	鉄及びその化合物	0.03未満 mg/L	0.3mg/L以下
亜硝酸態窒素	0.004未満 mg/L	0.04mg/L以下	銅及びその化合物	0.01 mg/L	1.0mg/L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ナトリウム及びその化合物	3.0 mg/L	200mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.2 mg/L	10mg/L以下	マンガン及びその化合物	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下
フッ素及びその化合物	0.05未満 mg/L	0.8mg/L以下	塩化物イオン	0.7 mg/L	200mg/L以下
ホウ素及びその化合物	0.1未満 mg/L	1.0mg/L以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	41 mg/L	300mg/L以下
四塩化炭素	0.0002未満 mg/L	0.002mg/L以下	蒸発残留物	70 mg/L	500mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下	陰イオン界面活性剤	0.02未満 mg/L	0.2mg/L以下
トリクロロエチレン及びジクロロエチレン	0.002未満 mg/L	0.04mg/L以下	ジェオスミン	0.000001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
ジクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.02mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	0.000001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	非イオン界面活性剤	0.005未満 mg/L	0.02mg/L以下
トリクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	フェノール類	0.0005未満 mg/L	0.005mg/L以下
ベンゼン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.9 mg/L	3mg/L以下
塩素酸	0.06未満 mg/L	0.6mg/L以下	pH値	7.6	5.8以上8.6以下
クロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.02mg/L以下	味	異常ではない	異常でないこと
クロロホルム	0.001未満 mg/L	0.06mg/L以下	臭気	異常ではない	異常でないこと
ジクロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.03mg/L以下	色度	2.9 度	5度以下
ジプロモクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.1mg/L以下	濁度	0.1 度	2度以下
臭素酸	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	— 以下余白 —		

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

総トリハロメタンとは、クロロホルム、ジプロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びジプロモホルムのそれぞれの濃度の総和です
ジェオスミンとは、(4S, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール
2-メチルイソボルネオールとは、1, 2, 7, 7-テトラメチルシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール

検査期間	令和4年7月14日 ~ 令和4年7月19日	検査責任者	水質検査部門管理者	山口 貴史
------	-----------------------	-------	-----------	-------

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」(最終改正 令和2年3月25日)に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



浄水水質検査結果書

No. 22-WA-3707

令和4年7月25日

神流町長 田村 利男 様

令和4年7月14日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号1号
建築物飲料水水質検査業 群馬県薬剤師会
一般社団法人 群馬県薬剤師会
(環境衛生試験センター)
会長 田尻 耕太郎
群馬県前橋市西片貝町五丁目18番地

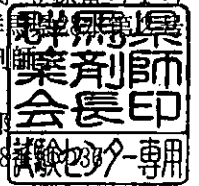


Table with inspection details: 水道名称 (橋倉浄水場), 水源名称, 採水場所 (浄水場下), 水道種別 (簡易水道), 採水日時 (令和4年7月14日 10時30分), 原水・浄水 (浄水), 採水者名 (産業建設課 斎藤 清一), 天候 (前日曇 当日雨), 気温 (22.0℃), 水温 (17.0℃), 遊離残留塩素 (0.20 mg/L), 検査方法 (平成15年厚生労働省告示第261号)

Main inspection results table with columns: 検査項目, 検査結果, 水質基準, 検査項目, 検査結果, 水質基準. Includes items like 一般細菌, カドミウム, 鉛, 鉄, etc.

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

総トリハロメタンとは、クロロホルム、ジブクロロメタン、ブクロロメタン及びブホルムのそれぞれの濃度の総和です
ジェオスミンとは、(4S, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルアクリン-4a(2H)-オール
2-メチルイソボルネオールとは、1, 2, 7, 7-テトラヒドロシクロ[2.2.1]ヘプタン-2-オール

検査期間: 令和4年7月14日 ~ 令和4年7月19日
検査責任者: 山口 貴史
水質検査部門管理者: 山口 貴史

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」(最終改正 令和2年3月25日)に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



JWWA-GLP116
水質GLP認定

浄水水質検査結果書

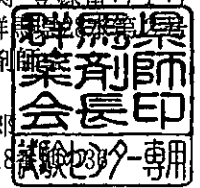
No. 22-WA-3708

令和4年7月25日

神流町長 田村 利男 様

令和4年7月14日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号1号
建築物飲料水水質検査業 群
一般社団法人 群馬県薬剤師会
(環境衛生試験センター)
会長 田尻 耕太郎
群馬県前橋市西片貝町五丁目18番地



水道名称	八倉浄水場				
水源名称					
採水場所	浄水場下				
水道種別	簡易水道	採水日時	令和4年7月14日 11時00分		
原水・浄水	浄水	採水者名	産業建設課 斎藤 清一		
天候	(前日)曇 (当日)雨	気温(℃)	22.0	水温(℃)	18.0
				遊離残留塩素(mg/L)	2.00
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号				

検査項目	検査結果	水質基準	検査項目	検査結果	水質基準
一般細菌	0 CFU/mL	100CFU/mL以下	総トリハロメタン	0.015 mg/L	0.1mg/L以下
大腸菌	陰性	検出されないこと	トリクロロ酢酸	0.024 mg/L	0.03mg/L以下
カドミウム及びその化合物	0.0003未満 mg/L	0.003mg/L以下	プロモジクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.03mg/L以下
水銀及びその化合物	0.00005未満 mg/L	0.0005mg/L以下	プロモホルム	0.001未満 mg/L	0.09mg/L以下
セレン及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ホルムアルデヒド	0.008未満 mg/L	0.08mg/L以下
鉛及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	亜鉛及びその化合物	0.01未満 mg/L	1.0mg/L以下
ヒ素及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	アルミニウム及びその化合物	0.03 mg/L	0.2mg/L以下
六価クロム化合物	0.002未満 mg/L	0.02mg/L以下	鉄及びその化合物	0.03未満 mg/L	0.3mg/L以下
亜硝酸態窒素	0.004未満 mg/L	0.04mg/L以下	銅及びその化合物	0.01未満 mg/L	1.0mg/L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ナトリウム及びその化合物	5.8 mg/L	200mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.7 mg/L	10mg/L以下	マンガン及びその化合物	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下
フッ素及びその化合物	0.07 mg/L	0.8mg/L以下	塩化物イオン	2.3 mg/L	200mg/L以下
ホウ素及びその化合物	0.1未満 mg/L	1.0mg/L以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	47 mg/L	300mg/L以下
四塩化炭素	0.0002未満 mg/L	0.002mg/L以下	蒸発残留物	85 mg/L	500mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下	陰イオン界面活性剤	0.02未満 mg/L	0.2mg/L以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン及びシス-1,2-ジクロロエチレン	0.002未満 mg/L	0.04mg/L以下	ジェオスミン	0.000001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
ジクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.02mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	0.000001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	非イオン界面活性剤	0.005未満 mg/L	0.02mg/L以下
トリクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	フェノール類	0.0005未満 mg/L	0.005mg/L以下
ベンゼン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1.1 mg/L	3mg/L以下
塩素酸	0.37 mg/L	0.6mg/L以下	pH値	7.8	5.8以上8.6以下
クロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.02mg/L以下	味	異常ではない	異常でないこと
クロロホルム	0.015 mg/L	0.06mg/L以下	臭気	異常ではない	異常でないこと
ジクロロ酢酸	0.015 mg/L	0.03mg/L以下	色度	0.8 度	5度以下
ジプロモクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.1mg/L以下	濁度	0.5 度	2度以下
臭素酸	0.001 mg/L	0.01mg/L以下	— 以下余白 —		

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

総トリハロメタンとは、クロロホルム、ジプロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和です
ジェオスミンとは、(4S, 4aS, 8aR)-オクタヒドロー-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール
2-メチルイソボルネオールとは、1, 2, 7, 7-テトラメチルシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール

検査期間 令和4年7月14日 ~ 令和4年7月20日 検査責任者 水質検査部門管理者 山口 貴史

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」(最終改正 令和2年3月25日)に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。